

監 第 236 号
令和7年3月28日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

行政監査結果報告書

地方自治法第199条第2項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を別紙のとおり公表します。

令和6年度

行政監査結果報告書

随意契約の事務等について

令和7年3月

寒河江市監査委員

目 次

第1章 監査の概要	1
1 監査対象事務.....	1
2 監査の目的.....	1
3 監査の内容.....	1
4 監査の対象.....	1
5 監査の実施方法.....	1
6 監査の実施期間.....	1
第2章 監査結果	2
1 随意契約の状況について.....	2
(1) 随意契約件数及び契約金額.....	2
(2) 契約金額別の状況.....	3
(3) 支出科目別の状況.....	3
(4) 根拠条項適用号別の状況.....	4
(5) 見積徴取業者数の状況.....	5
(6) 業務区分別の状況.....	6
2 随意契約根拠条項の適用号ごとの事務について.....	7
(1) 1号理由随意契約（定める額の範囲内）.....	8
(2) 2号理由随意契約（性質や目的が入札に適しない）.....	10
(3) 3号理由随意契約（シルバー人材センター、障害者支援施設等）.....	13
(4) 5号理由随意契約（緊急の必要により入札に付することができない）.....	14
(5) 6号理由随意契約（競争が不利）.....	15
(6) 随意契約の根拠条項の記載がない.....	15

第3章 監査結果を踏まえた意見	18
1 随意契約根拠条項及び随意契約理由について.....	18
(1) 1号理由随意契約（定める額の範囲内）.....	19
(2) 2号理由随意契約（性質や目的が入札に適しない）.....	19
(3) 3号理由随意契約（シルバー人材センター、障害者支援施設等）..	20
(4) 5号理由随意契約（緊急の必要により入札に付することができない）..	20
(5) 6号理由随意契約（競争が不利）.....	20
(6) 随意契約の根拠条項の記載がない.....	20
2 随意契約事務における課題等.....	20

資料

資料1 令和6年度行政監査調査票「随意契約の事務等について」.....	22
資料2 関係法令（抜粋）.....	24

第1章 監査の概要

1 監査対象事務

令和5年度に締結した随意契約の事務等について

2 監査の目的

地方公共団体における契約の締結は、地方自治法第234条で、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するもの」と規定されている。

そのうち、指名競争入札、随意契約又はせり売りについては、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」とされている。

一般的に随意契約は、一般競争入札や指名競争入札に比べ事務手続きが簡略で、契約の目的や内容に照らし合わせて業者を選定することができる反面、その運用を誤ると契約の相手方の固定化や一部の者に偏重するおそれがあるなどの弊害も指摘されているところである。

こうしたことから、本市における随意契約事務が、法令及び寒河江市契約に関する規則の定めにより、適正に実施されているかを検証することにより、今後の契約事務の改善に資することを目的として実施するものである。

3 監査の内容

- (1) 随意契約の根拠条項及び理由が起案文書に記載があるか。
- (2) 根拠条項は適切か。
- (3) 随意契約理由は詳細に記載されているか。
- (4) 見積書の徴取が適切に行われているか。
- (5) 関係書類は適正か。

4 監査の対象

全課等

5 監査の実施方法

監査対象の課等に、調査票及び関係書類の提出を求めて書面調査を行うとともに、必要に応じて関係職員からの聞き取りをする方法により実施した。

6 監査の実施期間

令和6年4月22日から令和7年2月20日まで

第2章 監査結果

1 随意契約の状況について

(1) 随意契約件数及び契約金額

監査の対象に該当した随意契約の件数及び契約金額計の合計は、表1のとおりであり、監査の対象となった随意契約件数は828件、契約金額合計は3,608,002,340円となっている。

表1 令和5年度随意契約の件数及び契約金額

(単位:件、円)

	監査対象課等	随意契約件数	契約金額
1	総務課	12	15,562,081
2	企画戦略課	8	25,870,401
3	みらい協働課	10	7,505,861
4	デジタル戦略課	17	22,880,605
5	財政課	19	131,047,246
6	税務課	7	14,341,118
7	市民生活課	16	115,883,430
8	防災危機管理課	7	27,354,800
9	建設管理課	150	153,274,048
10	農林課	17	12,114,252
11	商工推進課	15	48,788,568
12	さくらんぼ観光課	50	1,488,746,857
13	福祉国保課	48	83,547,884
14	健康増進課	160	259,471,458
15	子育て推進課	63	641,847,460
16	会計課	3	4,633,274
17	上下水道課	101	237,916,332
18	市立病院	31	125,651,949
19	議会事務局	1	1,008,986
20	学校教育課	62	161,389,665
21	生涯学習課	26	24,994,265
22	スポーツ振興課	2	3,318,200
23	選挙管理委員会事務局	2	765,600
24	監査委員事務局	1	88,000
	合計	828	3,608,002,340

※単価契約の契約金額は支払額としている。

生涯学習課には文化センター、公民館及び図書館を含む(以下同じ)。

農業委員会事務局は0件のため表から除く(以下同じ)。

(2) 契約金額別の状況

随意契約の件数を契約金額別に区分すると表2のとおりである。

10,000,000円を超えるのものが45件となっている。

表2 契約金額別件数

(単位:円、件)

	区分	300,000 以下	300,001 500,000円	500,001~ 1,000,000	1,000,001~ 3,000,000	3,000,001~ 5,000,000	5,000,001~ 10,000,000	10,000,001~ 50,000,000	50,000,000 以上	計
1	総務課	4	1	3	2	2	0	0	0	12
2	企画戦略課	1	2	0	1	0	4	0	0	8
3	みらい協働課	1	4	4	0	1	0	0	0	10
4	デジタル戦略課	6	1	0	8	2	0	0	0	17
5	財政課	6	2	5	5	0	0	0	1	19
6	税務課	0	1	3	2	0	1	0	0	7
7	市民生活課	0	2	5	4	1	2	1	1	16
8	防災危機管理課	0	0	1	4	0	1	1	0	7
9	建設管理課	25	12	28	80	4	1	0	0	150
10	農林課	5	6	3	2	1	0	0	0	17
11	商工推進課	4	3	1	5	1	0	1	0	15
12	さくらんぼ観光課	10	5	3	9	4	5	8	6	50
13	福祉国保課	15	9	9	9	3	1	2	0	48
14	健康増進課	126	8	6	6	5	5	3	1	160
15	子育て推進課	15	13	3	4	2	17	5	4	63
16	会計課	1	0	0	2	0	0	0	0	3
17	上下水道課	11	15	36	29	2	4	3	1	101
18	市立病院	3	3	6	13	1	3	1	1	31
19	議会事務局	0	0	0	1	0	0	0	0	1
20	学校教育課	10	13	16	9	6	3	5	0	62
21	生涯学習課	7	6	6	4	3	0	0	0	26
22	スポーツ振興課	0	0	1	1	0	0	0	0	2
23	選挙管理委員会 事務局	0	2	0	0	0	0	0	0	2
24	監査委員事務局	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	合計	251	108	139	200	38	47	30	15	828

※単価契約の契約金額は支払額としている。

(3) 支出科目別の状況

随意契約を支出科目別に区分すると表3のとおりである。

委託料が561件、工事請負費(修繕料含む)が144件、使用料及び賃借料が32件、需用費(修繕料除く)が32件、その他(備品購入費等)が59件とな

っている。委託料の契約件数が一番多いものとなっており、全体の 67.8%を占めている。

表3 支出科目別件数

(単位:件)

	区分	委託料	工事請負費 (修繕料含む)	使用料及び 賃借料	需用費 (修繕料除く)	その他	合計
1	総務課	11	0	1	0	0	12
2	企画戦略課	6	0	0	0	2	8
3	みらい協働課	7	2	1	0	0	10
4	デジタル戦略課	9	0	5	2	1	17
5	財政課	8	4	1	5	1	19
6	税務課	4	0	2	1	0	7
7	市民生活課	11	1	3	0	1	16
8	防災危機管理課	3	2	0	1	1	7
9	建設管理課	125	24	1	0	0	150
10	農林課	12	4	1	0	0	17
11	商工推進課	12	2	0	0	1	15
12	さくらんぼ観光課	10	2	1	0	37	50
13	福祉国保課	45	1	2	0	0	48
14	健康増進課	159	0	1	0	0	160
15	子育て推進課	52	4	1	1	5	63
16	会計課	2	0	0	1	0	3
17	上下水道課	24	76	0	1	0	101
18	市立病院	14	9	1	1	6	31
19	議会事務局	0	0	1	0	0	1
20	学校教育課	23	10	9	16	4	62
21	生涯学習課	21	3	1	1	0	26
22	スポーツ振興課	2	0	0	0	0	2
23	選挙管理委員会 事務局	0	0	0	2	0	2
24	監査委員事務局	1	0	0	0	0	1
	計	561	144	32	32	59	828

※支出科目別区分の「その他」は、備品購入費、役務費、報償費(ふるさと納税返礼品)等である。

(4) 根拠条項適用号別の状況

随意契約で契約が締結できる場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号(企業会計は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号から第 9 号)に該当する場合である。随意契約の根拠条項の適用号を課ごとでみると、表 4 のとおりである。適用号の記載があるもので、最も多いものは第 2 号(性質や目的が競争入札に適しないもの)が 363 件、次に多

いのが第1号（定める額の範囲内）が149件である。適用号の記載なしの件数が最も多いのは建設管理課で、除雪関係の9起案101者との契約伺いで根拠条項の記載もれがあったためである。

表4 地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の随意契約適用号

(単位:件)

	区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	記載なし	計
1	総務課	1	6	0	0	0	0	0	0	0	5	12
3	企画戦略課	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	8
4	みらい協働課	3	2	1	0	0	0	0	1	0	3	10
5	デジタル戦略課	4	13	0	0	0	0	0	0	0	0	17
2	財政課	0	12	0	0	1	0	0	0	0	6	19
9	税務課	1	3	0	0	0	3	0	0	0	0	7
12	市民生活課	1	12	1	0	0	2	0	0	0	0	16
6	防災危機管理課	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
11	建設管理課	26	13	2	0	2	6	0	0	0	101	150
10	農林課	6	8	0	0	0	1	0	0	0	2	17
7	商工推進課	2	9	0	0	1	2	0	0	0	1	15
8	さくらんぼ観光課	2	44	0	0	0	0	0	1	0	3	50
14	福祉国保課	7	32	0	0	1	0	0	0	0	8	48
16	健康増進課	14	100	1	0	0	0	0	0	0	45	160
15	子育て推進課	7	27	0	0	0	1	0	0	0	28	63
13	会計課	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3
25	上下水道課	38	14	2	0	26	10	0	2	0	9	101
24	市立病院	6	17	0	0	5	1	0	0	0	2	31
26	議会事務局	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
21	学校教育課	18	25	0	0	1	0	0	0	0	18	62
22	生涯学習課	10	10	3	0	1	0	0	0	0	2	26
23	スポーツ振興課	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
28	選挙管理委員会 事務局	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
27	監査委員事務局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	合計	149	363	11	0	38	26	0	4	0	237	828

(5) 見積徴取業者数の状況

随意契約を執行する際の見積徴取業者数を各号別に区分すると表5のとおりである。1号（定める額の範囲内）については、75.8%が複数の見積書を徴している。2号（性質や目的が競争入札に適しない）については、2契約を除いて1者の見積書を徴している。また、3号（シルバー人材センター、

障害者支援施設等)は、1契約を除いて寒河江市シルバー人材センターとの契約である。

表5 見積徴取業者数

(単位:件)

区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	記載なし	計
① 1者	36	361	11	0	37	26	0	4	0	232	707
② 2者	69	2	0	0	1	0	0	0	0	1	73
③ 3者	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
④ 4者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
⑤ 5者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 6者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 7者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 8者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 9者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 10者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 11者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 12者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 13者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
⑭ 14者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	149	363	11	0	38	26	0	4	0	237	828

(6) 業務区分別の状況

随意契約の業務区分別の件数で見ると、表6のとおりである。

支出科目ごとの件数を見ると、委託業務が561件で、その内訳をみると「他の委託業務」が456件、「施設業務(清掃・警備・機器保守・点検等)」が59件、「システム関連業務」が29件となっている。根拠条項適用号ごとの件数でみてみると、2号の委託業務が281件と一番件数が多くなっている。

表6 業務区分別件数

(単位:件)

区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	記載なし	計
委託業務(①～⑦計)	53	281	10	0	3	9	0	0	0	205	561
① 施設業務(清掃・警備・機器保守・点検等)	21	29	4	0	0	1	0	0	0	4	59
② 各種事業運營業務	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
③ 調査・研究・測定等業務	2	4	0	0	0	2	0	0	0	0	8
④ 測量設計等業務(工事監理含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ システム関連業務	1	27	0	0	0	0	0	0	0	1	29
⑥ 樹木剪定等業務(剪定・除草・消毒等)	2	2	1	0	0	1	0	0	0	0	6
⑦ 他の委託業務	27	216	5	0	3	5	0	0	0	200	456
工事・修繕業務	79	13	0	0	32	14	0	4	0	2	144
使用料及び賃貸借	2	14	0	0	0	3	0	0	0	13	32
需用費(修繕料を除く)の契約	7	8	1	0	1	0	0	0	0	15	32
その他(役務費、備品購入費等)	8	47	0	0	2	0	0	0	0	2	59
合計	149	363	11	0	38	26	0	4	0	237	828

2 随意契約根拠条項の適用号ごとの事務について

随意契約根拠条項の適用号の区分ごとの契約の状況は、前段の「1 随意契約の状況について」の「(4) 根拠条項適用号別の状況」の表4のとおりで、令和5年度全体で828件の随意契約が結ばれている。そのうち、随意契約の事務不備が認められたのは、随意契約の根拠条項の適用号の区分ごとに表7のとおりである。(1件の契約で複数の不適切な事務が見られたため、契約件数を上回っている場合がある。)

表7 随意契約での事務不備の状況

(単位:件)

各号	事務不備の内容	件数
1号	① 随意契約理由によれば根拠条項は他号が正しいもの	30
	② 1者の見積書しか徴していないもの	18
	③ その他	18
2号	① 1者選定理由の説明が不足しているもの(曖昧な表現含む)	48
	② 統一価格であるが金額根拠の添付がないもの	37
	③ 統一価格であるが予定価格書及び見積徴取を省略する旨の記載が伺いになく省略しているもの	22
	④ 1者選定理由の記載がないもの	11
	⑤ その他	31
3号	① 市契約に関する規則第28条第2項による公表を行っていないもの(伺いをとらずに公表している、公表事務をしていない含む)	9
	② 該当施設に依頼する随意契約理由の記載がないもの	6
	③ その他	3
5号	① 随意契約理由によれば根拠条項は他号が正しいもの	2
6号	① 競争が不利とする根拠資料の添付がないもの	5
	② 随意契約理由によれば根拠条項は他号が正しいもの	2
記載なし	① 根拠条項及び1者選定の随意契約理由の記載がないもの(根拠条項のみ記載がないものを含む)	217
	② 統一価格であるが金額根拠の添付がないもの	108
	③ 起案伺いがなく契約書を交わし発注しているもの(口頭契約含む)	13
	④ 統一価格であるが予定価格書及び見積徴取を省略する旨の記載が伺いになく省略しているもの	40
	⑤ その他	23
合計		643

※統一価格とは、山形県や医師会等で統一価格として単価が定まっているものである。

適用号ごとの事務不備の内容は以下のとおりである。

(1) 1号理由随意契約(定める額の範囲内)

1号理由により随意契約したものは149件である。そのうち、随意契約事務が適切でないものは、「随意契約理由によれば根拠条項は他号が正しいもの」が30件、「1者の見積書しか徴していないもの」が18件、「その他」

が 18 件みられた。

「随意契約理由によれば根拠条項は他号が正しいもの」の多くは、随意契約理由によると 1 者選定理由であるため 2 号 (性質や目的が入札に適しない) にすべきところを、金額による 1 号として 1 者の見積書のみ徴取しているものである。

また、「1 者の見積書しか徴していないもの」は、寒河江市契約に関する規則第 29 条により 2 者以上の見積書を徴する必要があるが、1 者の見積書しか徴取していないものである。

具体的な業務名等は次のとおり。

- ① 随意契約理由によれば根拠条項は他号が正しいもの 30 件
- ・ 総務課 1 件：公用車 (ハイエースワゴン) の再リース (6 号)
 - ・ デジタル戦略課 1 件：全国・町・字ファイル保守業務 (2 号)
 - ・ 建設管理課 1 件：社会資本整備総合交付金寒河江市野球場更新工事 (第 2 工区) 建築基準関係規定申請等業務委託 (2 号又は 6 号)
 - ・ 農林課 2 件：寒河江市葉山高原牧場管理業務委託 2 件 (2 号)
 - ・ 商工推進課 2 件：創業セミナー事業委託 (2 号)、寒河江駅前広場駐車場整理業務委託 (3 号)
 - ・ さくらんぼ観光課 2 件：寒河江市観光振興計画策定業務委託 (2 号)、ふるさと納税管理システム用サーバスペック増強保守業務 (2 号)
 - ・ 福祉国保課 6 件：寒河江市総合福祉保健センター可動式椅子保守点検業務委託、寒河江市総合福祉保健センター音響・AV 設備保守点検業務委託、寒河江市総合福祉保健センター多目的ホール舞台照明設備保守点検業務委託、寒河江市総合福祉保健センター自動ドア保守点検業務委託、寒河江市総合福祉保健センター舞台機構設備保守点検業務委託、寒河江市総合福祉保健センター制御盤保守点検業務委託 (すべて 2 号)
 - ・ 健康増進課 14 件：移送サービス業務委託 12 件 (2 号)、訪問理美容業務委託 2 件 (2 号)
 - ・ 生涯学習課 1 件：寒河江市文化センターボイラー室冷却水配管 Y ストレーナ取り替え工事 (2 号)
- ② 1 者の見積書しか徴していないもの 18 件
- ・ 総務課 1 件：公用車 (ハイエースワゴン) の再リース
 - ・ デジタル戦略課 1 件：全国・町・字ファイル保守業務
 - ・ 建設管理課 1 件：社会資本整備総合交付金寒河江市野球場更新工事第 2 工区建築基準関係規定申請等業務委託)
 - ・ 農林課 2 件：寒河江市葉山高原牧場管理業務委託 2 件

- ・商工推進課 1 件：創業セミナー事業委託
- ・さくらんぼ観光課 2 件：寒河江市観光振興計画策定業務委託、ふるさと納税管理システム用サーバースペック増強保守業務
- ・福祉国保課 6 件：寒河江市総合福祉保健センター可動式椅子保守点検業務委託、寒河江市総合福祉保健センター音響・AV 設備保守点検業務委託、寒河江市総合福祉保健センター多目的ホール舞台照明設備保守点検業務委託、寒河江市総合福祉保健センター自動ドア保守点検業務委託、寒河江市総合福祉保健センター舞台機構設備保守点検業務委託、寒河江市総合福祉保健センター制御盤保守点検業務委託
- ・市立病院 3 件：心電図送信機購入 2 件、寒河江市立病院待合ロビー・事務室エアコン改修工事
- ・生涯学習課 1 件：寒河江市文化センターボイラー室冷却水配管 Y ストレーナ取り替え工事

③その他 18 件

- ・建設管理課 2 件：予定価格書の事務不備（社会資本整備総合交付金寒河江市野球場更新工事第 2 工区建築基準関係規定申請等業務委託）、業務完了報告書の契約期間が誤りである（市道白岩宮内線側溝整備工事）
- ・農林課 2 件：分割発注と思われる。（寒河江市葉山高原牧場管理業務委託 2 件）
- ・さくらんぼ観光課 1 件：予定価格書はあるが設計書がない。（ふるさと納税管理システム用サーバースペック増強保守業務）
- ・子育て推進課 11 件：保育所修繕工事及び備品購入の契約書の履行期間が日付でなく「契約締結日の翌日」からと記載 7 件、保育所修繕工事の工事目的物引渡書がない 4 件。
- ・上下水道課 1 件：長期継続契約指針に一部則っていないものがある。（上下水道課事務所棟清掃業務委託）
- ・生涯学習課 1 件：予定価格書の事務不備（寒河江市市民文化会館自主事業演劇教室ピーターパンとウェンディ）

(2) 2 号理由随意契約（性質や目的が入札に適しない）

2 号理由により随意契約したものは 363 件である。これは、全体の 43.8% と最も大きな割合を占めている。

そのうち、随意契約事務が適切でないものは、「1 者選定理由の説明が不足しているもの（曖昧な表現含む）」が 48 件、「統一価格であるが金額根拠の添付がないもの」が 37 件、「統一価格であるが予定価格書及び見積徴取を

省略する旨の記載が伺いになく省略しているもの」が 22 件、「1 者選定理由の記載がないもの」が 11 件、「その他」が 31 件である。

「統一価格であるが予定価格書及び見積徴取を省略する旨の記載が伺いになく省略しているもの」は、山形県や医師会等で統一価格として単価が定まっているため、予定数量がわかれば金額が確定するため予定価格書及び見積徴取を省略しているものであるが、その旨が伺いに記載されていないものである。

具体的な業務名等は次のとおり。

① 1 者選定理由の説明が不足しているもの(曖昧な表現含む) 48 件

- ・ 総務課 2 件：弁護士顧問契約、寒河江市例規集データシステム委託
- ・ 企画戦略課 4 件：デマンド交通運行業務委託 2 件、市内循環型公共交通運行業務委託 2 件
- ・ 財政課 1 件：寒河江市役所及びハートフルセンター電話設備保守サービス業務委託
- ・ 建設管理課 1 件：グラウンドワーク地域環境改善業務委託
- ・ 商工推進課 3 件：本町駐車場・駅前駐車場除雪作業、起業・創業支援事業委託、市創業者ビジネスネットワーク構築支援事業委託
- ・ さくらんぼ観光課 1 件：寒河江市観光ワンコインタクシー事業業務委託
- ・ 福祉国保課 8 件：地域活動支援センター事業委託、寒河江市日中一時支援事業委託 6 件、寒河江市手話教室開催事業委託
- ・ 健康増進課 7 件：ふれあい配食サービス事業業務委託、寒河江市介護予防運動指導事業転倒予防運動教室業務、寒河江市地域包括支援センター業務、寒河江市認知症初期集中支援チーム委託事業、高齢者等見守りサービス事業業務委託、新型コロナウイルスワクチン接種に係る産業廃棄物収集運搬処分業務委託 2 件
- ・ 子育て推進課 2 件：3 歳児健康診査に係る尿検査委託、乳幼児健康診査委託
- ・ 市立病院 8 件：電解質分析装置購入、電気メス購入、エレベーター保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務委託、医療ガス設備保守点検業務、医療情報システムサーバ保守業務委託、滅菌・診療材料管理業務委託、寒河江市立病院医業未収金回収業務
- ・ 学校教育課 6 件：通学支援業務委託 2 件、児童生徒健康診断業務委託、教職員健康診断業務委託、歯科検診器具及び耳鼻科検診器具の賃貸借、寒河江市小中学校 GIGA スクールタブレット支援員業務委託
- ・ 生涯学習課 5 件：寒河江市市民文化会館舞台照明機器・吊物装置保守点検業務委託、寒河江市市民文化会館舞台・照明・音響機器操作業務委託、

寒河江市文化センター警備・ボイラー延長業務委託、史跡慈恩寺旧境内
魅力発信業務委託、「慈恩寺修験の道ウォーキング」運営実施業務委託

②統一価格であるが金額根拠の添付がないもの 37 件

- ・総務課 1 件：職員採用管理システム「Be-Smart」の利用に関する契約
- ・農林課 2 件：清助新田地区地図訂正並びに公共嘱託登記業務委託、寒河江
上原地区地図訂正並びに公共嘱託登記業務委託
- ・福祉国保課 2 件：特定健康診査・特定保健指導の実施及び委託、後期
高齢者医療広域連合の被保険者に対する健康診査業務委託
- ・健康増進課 21 件：小児等に対する寒河江市新型コロナウイルスワクチン予
防接種業務委託、寒河江市任意予防接種業務委託 11 件、寒河江市風しん
予防接種促進事業業務委託、寒河江市健(検)診業務委託、健(検)診に関す
る各種事務業務委託、寒河江市 30 代健(検)診業務委託、寒河江市胃がんリ
スク層別化検査業務委託、寒河江市尿中塩分等検査業務委託、乳幼児等の
予防接種業務委託、狂犬病予防注射業務に係る業務委託、休日診療等業務
委託
- ・子育て推進課 11 件：妊婦健康診査業務に関する委託、3 歳児健康診査に
係る尿検査委託、歯科保健事業委託、1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査耳
鼻科精密健康診査委託、乳幼児健康診査委託、保育所通園バス運行等業
務委託 2 件、新生児聴覚検査委託 4 件、

③統一価格であるが予定価格書及び見積徴取を省略する旨の記載が伺いにな
く省略しているもの 22 件

- ・福祉国保課 13 件：相談支援事業委託 3 件、寒河江市障がい者自立支援訓練
事業委託、寒河江市生活訓練等事業委託、地域活動支援センター事業委託、
寒河江市日中一時支援事業委託、訪問入浴サービス事業委託 3 件、寒河江
市手話教室開催事業委託、特定健康診査・特定保健指導の実施及び委託、
後期高齢者医療広域連合の被保険者に対する健康診査業務委託
- ・健康増進課 4 件：在宅医療・介護連携推進事業業務、寒河江市通所型サービ
ス C 事業業務委託、寒河江市訪問型サービス C 事業業務委託、小児等に対す
る寒河江市新型コロナウイルスワクチン予防接種業務委託)
- ・子育て推進課 5 件：産後ケア事業委託、妊婦健康診査業務に関する委託、寒
河江市病児保育事業委託、寒河江市病後児保育事業委託、歯科保健事業委
託

④ 1 者選定理由の記載がないもの 11 件

- ・福祉国保課 7 件：障害者移動支援事業委託 4 件、相談支援事業委託 3 件、
- ・健康増進課 4 件：寒河江市西村山郡介護認定審査会委員派遣委託 4 件

⑤その他 31 件

- ・建設管理課 3 件：変更契約書の誤り（市道中央 5 号線公共嘱託登記業務委託）、予定価格が 30 万円を超えるが設計書及び予定価格がない。（寒河江市除雪情報管理システム運用支援業務）、長期継続契約指針に則った事務として行っていない（除雪情報管理システム運用支援業務）
- ・農林課 1 件：公共嘱託登記の単価誤り（清助新田地区地図訂正並びに公共嘱託登記業務委託）
- ・商工推進課 3 件：4/1 からの契約で 4/1 に見積合わせをしている、変更設計の落札率の事務不備、変更契約書の様式が一部異なる。
- ・さくらんぼ観光課 2 件：業務完了報告の確認が不足 2 件（寒河江市観光事業業務委託、寒河江観光ワンコインタクシー事業業務委託）
- ・福祉国保課 3 件：委託業務で他市町と按分して契約しているがその旨が伺いに記載がない。（相談支援事業委託 3 件）
- ・健康増進課 1 件：予定価格が 30 万円を超えるが単価契約であるため予定価格書はあるが設計書がない。（新型コロナワクチン配送業務委託）
- ・子育て推進課 2 件：設計書がない（寒河江市病児保育事業委託、寒河江市病後児保育事業委託）
- ・市立病院 9 件：自動更新としているもの 1 件（寒河江市立病院医業未収金回収業務）、長期継続契約で指針に則っていないもの 3 件（寒河江市立病院給食業務委託、自家用電気工作物保安管理業務委託、医療ガス設備保守点検業務）、業務完了報告書及び工事目的物引渡書が綴りにないもの 5 件
- ・学校教育課 6 件：入札にすべきであったと思われるもの 2 件（スクールバス運行業務委託、小学校芸術鑑賞教室バス送迎業務）、2 者から見積徴取しているもの 2 件（スクールバス運行業務、小学校芸術鑑賞教室バス送迎業務）、予定価格書の年度誤り 2 件（小学校小荷物専用昇降機保守点検業務、中学校小荷物専用昇降機保守点検業務）
- ・生涯学習課 1 件：単価契約だが総額で契約しているもの（寒河江市文化センター警備・ボイラー延長業務委託）

(3) 3 号理由随意契約（シルバー人材センター、障害者支援施設等）

3 号理由により随意契約したものは 11 件である。そのうち、随意契約事務が適切でないものは、「市契約に関する規則第 28 条第 2 項による公表を行っていないもの（伺いをとらずに公表している、公表事務をしていない含む）」が 9 件、「該当施設に依頼する随意契約理由の記載がないもの」が 6 件、「その他」が 3 件である。

具体的な業務名等は次のとおり。

- ①市契約に関する規則第 28 条第 2 項による公表を行っていないもの（伺いをとらずに公表している、公表事務をしていない含む） 9 件
- ・みらい協働課 1 件：柴橋地区コミュニティセンター管理業務
 - ・市民生活課 1 件：小学児童通学サポーター業務委託、
 - ・建設管理課 2 件：公園街路樹等維持管理業務委託、まちなみ景観形成事業業務
 - ・会計課 1 件：トイレトーパー購入
 - ・上下水道課 2 件：上下水道課事務所清掃業務、寒河江市浄化センター修景施設管理業務
 - ・生涯学習課 2 件：西部地区公民館管理・清掃業務委託、寒河江市南部地区公民館管理・清掃業務委託
- ②該当施設に依頼する随意契約理由の記載がないもの 6 件
- ・みらい協働課 1 件：柴橋地区コミュニティセンター管理業務
 - ・建設管理課 2 件：公園街路樹等維持管理業務委託、まちなみ景観形成事業業務
 - ・上下水道課 2 件：上下水道課事務所清掃業務、浄化センター修景施設管理業務
 - ・生涯学習課 1 件：南部地区公民館管理・清掃業務委託、
- ③その他 3 件
- ・建設管理課 2 件：統一価格のため予定価格書を省略する旨の記載が伺いがない 2 件（公園街路樹等維持管理業務委託、まちなみ景観形成事業業務）
 - ・上下水道課 1 件：単価契約だが総額で契約しているもの 1 件（浄化センター修景施設管理業務）

(4) 5号理由随意契約（緊急の必要により入札に付することができない）

5号理由により随意契約したものは 38 件である。そのうち、随意契約事務が適切でないものは、「随意契約理由によれば根拠条項は他号が正しいもの」が 2 件である。

5号の随意契約は、緊急の必要により入札に付することができないものであるが、該当しないと思われる例としては、複数の業者で取り扱っている備品購入を故障により至急納品する必要があるとの理由記載があるが、随意契約理由及び見積合わせまでの期間をみると、通常の見積合わせの日数により通知をしており、緊急性があるものとして行われていないため、他号で行うべきではなかったかと思われる。

具体的な業務名等は次のとおり。

①随意契約理由によれば根拠条項は他号が正しいもの2件

- ・市立病院2件：生体情報モニタ購入、高周波手術装置購入

(5) 6号理由随意契約（競争が不利）

6号理由により随意契約したものは26件である。そのうち、随意契約事務が適切でないものは、「競争が不利とする根拠資料の添付がないもの」が5件、「随意契約理由によれば根拠条項は他号が正しいもの」が2件である。

「競争が不利とする根拠資料の添付がないもの」は、この1者を選ぶことで、どれくらい価格面が有利になるのかがわかる根拠資料として設計書等を添付すべきであるが、添付がないものである。「随意契約理由によれば根拠条項は他号が正しいもの」は、随意契約理由からみると、2号（性質や目的が入札に適しない）と思われるものである。

具体的な業務名等は次のとおり。

①競争が不利とする根拠資料の添付がないもの5件

- ・税務課1件：寒河江市標準宅地時点修正業務委託
- ・市民生活課1件：寒河江市自動車騒音常時監視評価業務
- ・建設管理課1件：最上川ふるさと総合公園グリッドすべり台遊具補修業務委託
- ・上下水道課1件：上下水道課事務所等警備保障業務
- ・市立病院1件：医療ガス吸引装置等改修工事

②随意契約理由によれば根拠条項は他号が正しいもの2件

- ・税務課1件：eLTAX 地方税共通納税システムASPサービス利用
- ・建設管理課1件：最上川ふるさと総合公園みなもネット遊具補修業務

(6) 随意契約の根拠条項の記載がない

随意契約の根拠条項の記載がないものは237件である。すべて2号の「性質や目的が入札に適しない」による1者との随意契約と思われるが、伺いに根拠条項及び1者選定の随意契約理由の記載がないものや、伺い起案がなく契約をしているものである。

随意契約事務が適切でないものは、「根拠条項及び1者選定の随意契約理由の記載がないもの(根拠条項のみ記載がないものを含む)」が217件、「統一価格であるが金額根拠の添付がないもの」が108件、「起案伺いがなく契約書を交わし発注しているもの(口頭契約含む)」が13件、「統一価格であるが予定価格書及び見積徴取を省略する旨の記載が伺いになく省略してい

るもの」が40件、「その他」が23件である。

「根拠条項及び1者選定の随意契約理由の記載がないもの(根拠条項のみ記載がないものを含む)」のうち、101件は建設管理課の除雪関係の委託業務であり、「統一価格であるが金額根拠の添付がないもの」のうち、70件は建設管理課の除雪関係の委託業務である。

具体的な業務名等は次のとおり。

①根拠条項及び1者選定の随意契約理由の記載がないもの(根拠条項のみ記載がないものを含む) 217件

- ・総務課4件：一般健康診断業務委託、職員活性化推進事業委託、寒河江市職員ストレスチェック業務委託、市町村職員採用競争試験の委託に伴う費用負担に関する契約
- ・企画戦略課1件：仙台寒河江会会員証等利用助成事業委託
- ・みらい協働課3件：寒河江市地域おこし推進員車両運行管理業務委託2件、さがえ心地体験住宅賃貸借
- ・財政課5件：市庁舎エレベーター保守点検業務委託、4月分庁用燃料購入4件
- ・建設管理課101件：除雪作業委託67件、雪捨場管理委託3件、市道等除雪作業等業務8件、除雪連絡業務委託9件、雪捨場攪拌作業業務委託3件、除雪作業委託ロータリー除雪車1件、市道新町麓線新町橋に係る除雪委託1件、早朝除雪における自主出動業務委託8件、寒河江市除雪情報管理システム運用支援業務に係る通信機器の賃貸借1件
- ・農林課1件：地域おこし推進員居住用建物賃貸借
- ・商工推進課1件：保証料補給契約
- ・さくらんぼ観光課1件：総合観光案内所自動ドア管理業務委託
- ・福祉国保課6件：特定健診・特定保健指導等データ管理の委託、国民健康保険レセプト点検業務委託、次期国保情報集約システムの本稼働前の業務等に係る委託契約・再委託承諾、結核性疾病および精神病に係る特別調整交付金申請支援業務委託、特定健診・特定保健指導受診率向上対策事業に関する業務、基幹相談支援センター業務委託
- ・健康増進課45件：認知症カフェ運営事業業務3件、要介護認定調査等業務委託30件、寒河江市介護保険住宅改修支援事業業務委託12件
- ・子育て推進課27件：昇降機整備点検業務、保育実施委託4件、休日保育事業2件、寒河江市放課後児童対策事業委託18件、寒河江市子育て短期支援事業委託2件
- ・会計課2件：寒河江市指定金融機関の事務及び預金の取扱いに関する契約、

寒河江市派出業務に関する契約

- ・上下水道課 9 件：毎日水質検査業務委託 9 件
 - ・学校教育課 8 件：小学校校務用パソコン機器再賃貸借小学校 6 校分、小中学校パソコン機器設備再賃貸借 8 校分、小学校校務用パソコン機器再賃貸借小学校 6 校分再延長、小中学校パソコン機器設備再賃貸借 1 校分、小学校給食用食材購入(牛乳)、ALT アパート賃貸借 3 件
 - ・生涯学習課 2 件：市立図書館駐車場賃貸借、寒河江市集落支援員業務委託
 - ・スポーツ振興課 1 件：寒河江市地域スポーツ活性化推進事業車両運行管理業務委託)
- ②統一価格であるが金額根拠の添付がないもの 108 件
- ・総務課 2 件：一般健康診断業務委託、市町村職員採用競争試験の委託に伴う費用負担に関する契約、
 - ・建設管理課 70 件：除雪作業委託 67 件、雪捨場管理委託 3 件
 - ・福祉国保課 3 件：特定健診・特定保健指導等データ管理の委託、国民健康保険レセプト点検業務委託、結核性疾患および精神病に係る特別調整交付金申請支援業務委託
 - ・健康増進課 30 件：要介護認定調査等業務委託 30 件
 - ・子育て推進課 2 件：寒河江市子育て短期支援事業委託 2 件
 - ・学校教育課 1 件：小学校給食用食材購入(牛乳)
- ③起案伺いがなく契約書を交わし発注しているもの（口頭契約含む）13 件
- ・総務課 1 件：採用試験にかかる Web 方式性格適性検査委託
 - ・市立病院 2 件：印刷機賃貸借、寒河江市立病院自動ドア保守点検業務
 - ・学校教育課 10 件：中学校給食用食材購入(冷凍食品・調味料)10 件（すべて口頭契約)
- ④統一価格であるが予定価格書及び見積徴取を省略する旨の記載が伺いになく省略しているもの 40 件
- ・総務課 3 件：一般健康診断業務委託、市町村職員採用競争試験の委託に伴う費用負担に関する業務、寒河江市職員ストレスチェック業務委託
 - ・みらい協働課 1 件：さがえ心地体験住宅賃貸借
 - ・さくらんぼ観光課 1 件：総合観光案内所建物賃貸借
 - ・福祉国保課 5 件：特定健康診査・特定保健指導の実施及び委託、特定健診・特定保健指導等データ管理の委託、国民健康保険レセプト点検業務委託、特定健診・特定保健指導受診率向上対策事業に関する業務、結核性疾患および精神病に係る特別調整交付金申請支援業務委託
 - ・健康増進課 30 件：要介護認定調査等業務委託 30 件
- ⑤その他 23 件

- ・総務課 2 件：30 万円を超えるが設計書や予定価格がない（職員採用管理システム「Be-Smart」の利用に関する契約、職員活性化推進事業委託）
- ・みらい協働課 2 件：予定価格が 30 万円を超えるが設計書や予定価格書がない（寒河江市地域おこし推進員車両運行管理業務委託 2 件）
- ・建設管理課 17 件：複数業者との単価契約で 1 業者ごとの金額記載がなく予定価格や見積書の有無がわからないもの 17 件（雪捨場攪拌作業業務委託 3 件、市道等除雪作業等業務 8 件、雪捨場管理委託 3 件、除雪連絡業務委託 3 件）
- ・農林課 1 件：自動更新契約としている。（地すべり防止施設管理に要する費用負担に関する契約）
- ・スポーツ振興課 1 件：30 万円を超えるが設計書や予定価格がない（寒河江市地域スポーツ活性化推進事業車両運行管理業務委託）

第 3 章 監査結果を踏まえた意見

今回の監査においては、「令和 5 年度に締結した随意契約の事務等について」をテーマとして、監査対象の課等に、行政監査調査票及び関係書類の提出を求めて調査を行うとともに、必要に応じて関係職員からの聞き取りをする方法により実施した。

随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 に契約できる内容等が規定されており、寒河江市契約に関する規則においても事務処理方法が規定されているところである。

契約事務の執行にあたっては、従来より、各課等の定例監査において指導を行ってきたところであるが、今回は、令和 5 年度に契約書又は請書を交わしている随意契約すべてを対象として実施した。また、30 万円を超える支払いがあるが契約書又は請書を交わしていないものについても対象とした。

今回実施した関係書類の調査及び聞き取り調査の結果を踏まえ、監査委員としての意見を述べる。

1 随意契約根拠条項及び随意契約理由について

今回の行政監査において不適切な事務としたもののうち、随意契約の根拠条項が記載されていないものが 237 件あり、全体の 28.6%を占めている。

また、随意契約の根拠条項の各号においては、1 者選定理由がないものや選定理由が不足しているものが 65 件、随意契約の根拠条項は他号が正しいものが 34 件あるなど、随意契約事務の知識不足と思われるものが多く見られ

た。

随意契約の伺いにおいて、起案伺いに設計書が付いていないものや予定価格書の作成及び見積書徴取を省略する旨の記載がなく省略しているものが多くみられるが、設計書及び予定価格書は、契約金額を決定するための基準となるものであり、起案伺いの専決区分の決定にも必要なものである。さらに、起案をせずに契約書を交わしている事例も複数見られたため、制度に基づいた適正な契約事務を行われたい。

随意契約の根拠条項の各号ごとの内容は以下のとおりである。

(1) 1号理由随意契約（定める額の範囲内）

1号理由随意契約としているが、契約理由によれば当該業者以外では履行できない業務であるため、2号理由随意契約（性質や目的が入札に適しない）となるが、1号の金額内であるため、1者のみの見積書徴取で行っているものが多くみられる。1号理由随意契約の場合は、寒河江市契約に関する規則第29条の規定により2者以上の見積書を徴する必要があるため留意されたい。

(2) 2号理由随意契約（性質や目的が入札に適しない）

2号理由の随意契約による場合は、当該業者以外では履行できない具体的な理由を伺いに記載する必要があるが、1者選定理由の説明が不足しているもの（曖昧な表現含む）がみられる。主な記載の例としては、「熟知している、精通している、経験豊富である、円滑に業務を実行できる」等を理由としているものがみられるが、「熟知・精通・経験豊富、円滑」であることは、委託先を選定する一般的、原則的な基準であり、2号を適用する1者選定の理由としては客観性、妥当性に欠ける理由である。

また、予定価格が30万円を超えるが設計書及び予定価格書を作成していないものや統一価格であるが金根根拠の添付がないもの、統一価格であるが予定価格書及び見積徴取を省略する旨の記載が伺いになく省略しているものが見受けられるが、設計書及び予定価格書は寒河江市契約に関する規則第30条の規定により予定価格30万円を超える場合は定めておく必要がある。山形県で示している統一価格や医師会等での統一価格による場合は、金額根拠となる金額表や金額決定の経過等を添付するなど単価がわかるようにしておく必要があり、統一価格のため予定価格書作成及び見積書徴取を省略する場合は、その旨を起案伺いに記載されたい。また、予定価格が30万円以下の場合であっても、契約書を交わす場合には、金額の根拠となる見積書の添付又は積算根拠を伺いに添付されたい。

(3) 3号理由随意契約（シルバー人材センター、障害者支援施設等）

3号理由の随意契約においては、寒河江市契約に関する規則第28条第2項第1号から第3号までの規定により、契約の発注見通し、契約前の契約締結方法・選定基準及び契約締結後の締結内容を公表する必要がある。公表に係る課内での決裁を踏まえ、公表を行うようにされたい。また、3号理由随意契約として該当する施設を選定した理由の記載がないものがあるため、記載するようにされたい。

(4) 5号理由随意契約（緊急の必要により入札に付することができない）

5号理由随意契約の場合は、客観的性質からの緊急性が必要であり、事務処理が間に合わない等の競争入札に付する期間が確保できないような理由は5号を適用できないため、真に緊急性があるものかどうかを確認し、他の随意契約の号での理由が成り立つと思われるものは、随意契約理由の適用について検討するようにされたい。

(5) 6号理由随意契約（競争が不利）

6号理由により随意契約を行う場合には、起案伺いに競争が不利とする比較設計書等の添付が必要である。また、随意契約の理由からみると、当該業者でしか行えない旨の記載があり、2号理由となると思われるものもあるため、根拠条項については業務内容等を十分確認し起案するようにされたい。

(6) 随意契約の根拠条項の記載がない

随意契約の起案をする際には、根拠条項を記載するとともに金額がわかるものを添付し予定価格書の作成及び見積徴取の必要性の確認を行い、省略する場合はその旨の理由を記載されたい。

2 随意契約事務における課題等

契約者の決定に係る事務は、原則として競争入札により行うものであることを踏まえて、契約者の選定理由は明確にしておく必要がある。随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの要件に該当する場合以外には適用できないものであり、競争入札を原則とする契約事務の例外であることを認識し、特に1者選定の場合は、競争に適しないのかについては十分に検討し、安易に同一者と契約を繰り返すことがないようにするとともに、1者を選定する場合は、選定した理由を適正に記載する必要がある。特に、前任者の選定理由を疑問に思うことなく記載しているものが多くみられるが、

「実績がある、精通している」などは選定理由とならないため、選定理由を確認しながら契約事務を行うようにされたい。

また、随意契約の起案がなく契約を行っているもの、予定価格が30万円を超えるものであるが口頭契約のみで行っているもの、随意契約の根拠条項及び随意契約理由の記載がなく契約を行っているものがみられるため、契約書及び請書を作成する契約の際は、起案伺いを行うとともに根拠条項及び随意契約理由の記載を行うようにされたい。

随意契約を含む契約事務全般について職員の知識向上を図ることが重要であり、契約事務マニュアルの作成及び職員研修の実施について検討されたい。また、契約に係る決裁については、市長部局に限らず財政課へ合議を行うことについても検討いただきたい。

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、適正な事務執行に努めていただきたい。

資料 1

令和 6 年度行政監査調査票「随意契約の事務等について」

【 係】 (課)

	契 約 名 (工事名・委託名等)	契 約 期 間	契 約 者	契 約 金 額 (円)
1		令和 年 月 日 令和 年 月 日		
	内容			
	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第【 】号	随意契約理由		
	監査記入欄			
2		令和 年 月 日 令和 年 月 日		
	内容			
	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第【 】号	随意契約理由		
	監査記入欄			
3		令和 年 月 日 令和 年 月 日		
	内容			
	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第【 】号	随意契約理由		
	監査記入欄			

令和6年度行政監査調査票「随意契約の事務等について」

【 係】 (課)

	契 約 名 (工事名・委託名等)	契 約 期 間	契 約 者	契 約 金 額 (円)
1		令和 年 月 日 令和 年 月 日		
	内容			
	地方公営企業 法施行令第21 条の14第1項 第【 】号	随意契約理由		
	監査記入欄			
2		令和 年 月 日 令和 年 月 日		
	内容			
	地方公営企業 法施行令第21 条の14第1項 第【 】号	随意契約理由		
	監査記入欄			
3		令和 年 月 日 令和 年 月 日		
	内容			
	地方公営企業 法施行令第21 条の14第1項 第【 】号	随意契約理由		
	監査記入欄			

資料2 関係法令（抜粋）

○地方自治法施行令 （随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
 - 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 - 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
 - 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
 - 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - 九 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
 - 4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

別表第五（第百六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	百三十万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	百六十万円
	市町村	八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八十万円
	市町村	四十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	五十万円
	市町村	三十万円
五 物件の貸付け		三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円

○地方公営企業法施行令（R5.4.1 現在） （随意契約）

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦である

ものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から管理規程で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

○寒河江市契約に関する規則

（随意契約）

第28条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

2 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約をする前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

（見積書）

第29条 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、2人以上の見積書（様式第4号）を徴するものとする。ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。

（予定価格の決定）

第30条 契約担当者は、設計書、仕様書及びその他参考資料によって予定価格を定めておかなければならない。ただし、予定価格が30万円を超えない契約については、この限りでない。